

令和7年 (第2回定例会)

総務企画消防委員会 会議録

令和7年6月13日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和7年6月13日(金)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時05分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(8名)

委員長	三重 忠昭	副委員長	谷口 和美
委員	山本 一成	委員	黒木 愛一郎
委員	安部 一郎	委員	日名子 敦子
委員	重松 康宏	委員	中村 悟

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部	竹元 徹	総務部参事兼 債権管理課長	牛島 照美
企画戦略部長	安部 政信	市長公室長	山内 弘美
防災局長	大野 高之	消防長	浜崎 仁孝
総務部次長	末田 信也	防災局次長兼 防災危機管理課長	中西 郁夫
消防本部次長兼 総務課長	永路 尚道	職員課長	河野 幸夫
職員課参事	水流 研一	市民税課長	佐保 博士
資産税課長	十川 宏治	財政課長	河野 文彦
自治連携課長	溝部 進一	警防課長	後藤 英明

○議会事務局出席者

課長補佐 尾崎美由紀

事務員 尾割春晃

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第44号	令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第45号	別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第46号	別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第47号	別府市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第48号	別府市税条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第49号	別府市税特別措置条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第54号	動産の取得について	全員一致による 原案可決
議第55号	市長専決処分について (別府市税条例の一部を改正する条例)	全員一致による 承認
議第56号	市長専決処分について (別府市都市計画税条例の一部を改正する条例)	全員一致による 承認
議第58号	市長専決処分について (固定資産評価員の選任)	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和7年6月13日

総務企画消防委員会

委員長 三 重 忠 昭

総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10時00分

○三重委員長

ただいまから総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部門ほか9件であります。

審査は、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに、消防本部関係議案の審査を行います。

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）消防本部関係部分及び議第54号動産の取得について当局から一括して説明願います。

○浜崎消防長

消防本部からは、本定例会において2件の議案を提出させていただいております。この後、担当課長のほうから御説明をさせていただきますので、審査のほど、何とぞよろしくお願いたします。

○永路消防本部次長兼総務課長

それでは、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）、並びに議第54号動産の取得について、消防本部関係議案の御説明を申し上げます。

初めに、議第44号補正予算、歳出について説明いたします。予算書の16ページをお開きください。

事業番号0528消防団活動に要する経費の需用費158万円の追加でございます。

これは消防団員において、令和7年4月1日付の新入団員が予想以上であったこと。また、大幅な役員異動があったことにより、制服等被服の購入費が予算計上額を超えたため、増額補正しようとするものでございます。

続きまして、議第54号の動産の取得について御説明いたします。議案書の16ページをお開きください。

高規格救急自動車の購入に係る2,636万7,000円を計上するものでございます。

これは、増加する救急出動に迅速に対応するため、現有車両の老朽化に伴い、高規格救急自動車を買入れようとするものでございます。

以上をもちまして消防本部関係部分の説明を終わらせていただきます。何とぞ御賛同のほどよろしくお願いたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○日名子委員

説明ありがとうございます。消防団員が予定よりも多く入っていただいたということですが、どのぐらいの人数が予想よりも増えているのでしょうか。

○永路消防本部次長兼総務課長

お答えします。消防団員につきましては、令和7年3月末で16人退団しました。しかしながら、4月1日付において17人の入団がありました。

先ほど御説明しました役員異動の人数は、合計12名の役員異動がありましたので制服等の被服の購入費が予算計上を超えたものにあたります。

○日名子委員

ありがとうございます。一人でも多く入ってくださったということで、ありがたいなと思います。次に高規格消防車の仕様はどのようになっているのでしょうか。

○後藤警防課長

救急自動車の仕様というのが国の定める救急業務の実施基準というのがあります。そのため、救急自動車の要件というのが定められておまして、呼吸管理機器や患者の管理装置というのが定められていますので、その基準にのっとった資機材を整備している状況です。

○日名子委員

それが高規格ということですね。ありがとうございます。

○安部委員

この動産の取得ですけど、これ基本的に一般競争入札ですか。

○後藤警防課長

要件設定型の一般競争入札となります。

○安部委員

要件設定と言えば、仕様書が重要かと思われれます。今説明された基準になるものがあって、そこから仕様書がつくられているということですか。

○後藤警防課長

基本的には、実施基準に基づく仕様で、さらには救急活動しやすいような機装というのがありますので、資機材の位置を決めるところは我々の自由度というところになっております。

○安部委員

積載する医療機器が最も重要と思われれますので。しっかりした入札を行っていただきたいと思います。

○中村委員

買い換えるということですけども、今まで使っていた車の年数や走行距離は分かれますか。

○後藤警防課長

今回更新するのが、救急4、亀川の救急自動車になります。距離にして15万6,000キロで、年数としては11年となっております。通常8年間で救急自動車を更新していくという計画となっております。

○山本委員

制服などの被服費の補正については分かったが、158万円という金額がぴんと来ない。人数は、1人増え、役員が12名異動ということは、役員異動したら全部服をつくりかえる必要があるということなのか。

○永路消防本部次長兼総務課長

今御質問ありました実質のところは団員数につきましては1名の増加ですが、役員異動が12名になります。

分団長に昇任された方がおり、夏の制服、冬の制服とありますので、その分の予算が高額になっているところでございます。

○三重委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)消防本部関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号消防本部関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第54号動産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で消防本部関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10時05分

(再開) 10時05分

○三重委員長

再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。

議第45号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議第46号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び議第47号別府市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正について、当局から一括して説明願います。

○竹元総務部長

総務部長の竹元です。よろしくお願ひいたします。

総務部から提出しております議案は、条例にかかるものとして、職員課関係議案が議第45号から議第47号までの3議案、そして、市民税課及び資産税課関係議案が議第48号、49号、55号、56号及び58号の5議案、合計で8議案となっております。

議案の御説明をさせていただく前に、4月1日付の人事異動によりまして、職員課課長補佐から職員課参事に昇任いたしました水流参事から自己紹介をさせていただきます。

○水流職員課参事

このたび、職員課参事を拝命いたしました、水流研一です。この1年間、委員の皆様には大変お世話になります。どうぞ、よろしく願いいたします。

○竹元総務部長

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

それでは初めに、議第45号から議第47号につきまして、職員課長が御説明申し上げます。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○河野職員課長

職員課長の河野と申します。よろしく願いいたします。

職員課関係部分の御説明をいたします。議案書の1ページから4ページまでになります。

初めに、議第45号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

育児休業・介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則が改正されたことに伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、条例を改正しようとするものです。

具体的には、超過勤務の免除の見直しを行い、対象となる職員の範囲を3歳から小学校就学前の子を養育している職員までに拡大しています。

また、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるよう、職員に対する研修の実施や相談体制の充実を図っていきます。

次に、議第46号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、条例が引用する条項の規定が地方公務員の特例として新たに追加された条で整備されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

最後に、議第47号別府市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正についてです。

地方公務員災害補償法の一部が改正され、条例が引用する別表の規定が総務省令に委任されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言をお願いします。

○安部委員

議第46号の育児休暇のところですが、もう少し具体的に御説明できますか。何がどのように変わったのか。

○河野職員課長

実際にこの法律自体の61条になりますが、育児休業・介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のこれまでが、第61条の32項、それから21項に要介護家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部に勤務をしないことができるというような表現があり

ますが、それが新法では、61条の2の20項のほうに置き換えられたために、それに合わせて市の条例も改正するようにしています。

○安部委員

その20項に置き換えられた内容は。

○河野職員課長

内容は、職員が介護をするために1日に勤務できる時間を免除するというか、時間外をしないという申請をするための項になります。

これによって、実際に育児休業を取ることによって、時間外を自分がしないという申請をすることができます。

○安部委員

部分休業制度の拡充ということですね。分かりました。

○日名子委員

職員の皆さんの育児休業の取得率というのが、もし分かれば教えてください。男性職員、女性職員、そこに差があるのかも分かれば、教えてください。

○河野職員課長

今回の改正は部分休業になりますが、実際の育児休業でいいますと、昨年度、令和6年度の男性の育児休業の取得者数は5人、女性が11人、その前の年の令和5年度でいいますと、男性は13人、それから女性が17人というふうになっております。

○日名子委員

ありがとうございます。

これは、取りやすい環境というか、職員の皆さんは躊躇なく取れるような体制になっているのでしょうか。

○河野職員課長

今、管理職のほうにも研修をしております、職員のほうから配偶者の方、また自分が出産をする予定であるという時には、管理職のほうから職員に対して、いつから取るのかというような前向きなやり取りをするように今指導はしております。

○日名子委員

ありがとうございます。取りやすい環境がだんだん整備されているということで安心しました。引き続きよろしく申し上げます。

○三重委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第45号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第45号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第46号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第47号別府市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩） 10時15分

（再開） 10時15分

○三重委員長

再開いたします。

次に、関連がありますので、市民税課及び資産税課関係議案の審査を一括して行います。

議第48号別府市税条例の一部改正について、議第49号別府市税特別措置条例の一部改正について、議第55号市長専決処分（別府市税条例の一部を改正する条例）について、議第56号市長専決処分（別府市都市計画税条例の一部を改正する条例）について及び議第58号市長専決処分（地方税法404条第2項に基づく固定資産評価員の選任）について当局から説明を願います。

○竹元総務部長

続きまして、市民税課及び資産税課関係議案の御審議をよろしくお願いいたします。

議案の御説明をさせていただく前に、4月1日付人事異動によりまして、資産税課課長補佐から資産税課長に昇任をいたしました十川課長から自己紹介をさせていただきたいと思っております。

○十川資産税課長

資産税課長の十川と申します。4月から資産税課長を拝命いたしました。これから1年間どうぞよろしくお願いいたします。

○竹元総務部長

引き続き、今度ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第48号、議第49号、議第55号、議第56号及び議第58号の5議案につきまして、市民税課、資産税課の順に関係議案について、担当課長が御説明を申し上げます。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐保市民税課長

市民税課長の佐保でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、今定例会に提案させていただいております議第48号及び議第55号の市民税課関係部分につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議第48号別府市税条例の一部改正についてでございます。議案書の右下の5ページをご覧ください。

これは、令和7年度の税制改正等により地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、別府市税条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容といたしましては、まず、公示送達に係るものでございますが、公示送達とは、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでない場合または、外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合に市の掲示板等に掲示し、法的に送達したものとすることの手続きのことをいいますが、この公示事項をインターネット利用する方法により不特定多数の者も閲覧できる状態にするための措置を講ずるものであります。

次に、特定親族特別控除に係るものといたしまして、いわゆる103万円の壁について、厳しい人手不足の現況において、特に大学生のアルバイトの就業調整に税制が一因となっているとの指摘があり、所得税と個人住民税において新たに特定親族特別控除が創設されることとなりました。その内容については、これまでの特定扶養控除に加え、年収要件の引き上げにより、個人住民税では、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が95万円、給与収入では160万円までは、これまでの特定扶養控除と同額の45万円の所得控除が受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が95万円、給与収入では160万円を超えた場合でも、合計所得金額123万円、給与収入188万円まではこの控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入しております。

この特定親族特別控除の創設に伴い、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書にこの記載の追加が行われます。

続きまして、加熱式たばこの課税標準の特例に係るものといたしまして、近年、紙巻たばこの代替として販売が拡大しているにも関わらず、紙巻たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況にあることから、国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても同様の見直しが行われております。

具体的にはこれまで、加熱式たばこの重量の0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法から、0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法に変更されます。

次に、議第55号の市長専決処分に係るものでございます。議案書右下の17ページからとなります。

市民税課関係では、18ページの軽自動車税に係るものとなりますが、現行の50cc原付バイクについては、令和7年11月の排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産、販売の継続が困難になるため、原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割を追加し、その税率を2,000円とするものであります。

また、道路交通法の改正により、今回、マイナ免許証の運用が開始されたことに伴い、身体障がい者等が所有する軽自動車等については、現在、軽自動車税種別割の減免申請の際に運転者の運転免許証の提示が必要とされていますが、このマイナ免許証も運転免許証に代わるものとして、提示義務の対象となるよう追加するものであります。

これらの改正は、令和7年4月1日から施行する必要がありましたことから3月31日付で

専決処分させていただいたものになります。

以上が市民税課関係部分の議案の説明となります。何とぞ、ご審議のほどよろしく願っています。

○十川資産税課長

それでは、今定例会に提案しております議第49号、議第55号、議第56号、議第58号の資産税課関係部分につきまして、一括して説明いたします。

まず、議第49号、別府市税特別措置条例の一部改正についてでございます。議案書の10ページをお開きください。

これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、固定資産税の課税免除に関連して、別府市税特別措置条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容といたしましては、課税免除の対象となる施設の設置期限を令和7年3月31日から令和10年3月31日までに延長するものであります。

続きまして、議第55号の市長専決処分についてでございます。固定資産税の関係では、議案書の18ページの最後の行の附則第10条の2から、19ページの附則第10条の6関係まででございます。

これは、令和7年度の税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、別府市税条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容としましては、地方税法の改正による条項の移動に伴い、市税条例に所要の改正を行うものであります。

条項の移動以外の改正では、大規模修繕を行ったマンションに関する固定資産税の減額制度の一部改正がございます。

これは、建築から20年以上経過している区分所有マンションについて、長寿命化のために大規模修繕を行った際の固定資産税の減額の申告手続きが簡素化されたというものです。

この改正により、マンションの区分所有者から減額の申告書の提出がなかった場合でも、管理組合から必要書類が提出されている場合には、減額措置を適用できるようになりました。

続きまして、議第56号の市長専決処分について、別府市都市計画税条例の改正についてでございます。議案書の22ページを御覧ください。

附則第4条から第7条につきましては、先ほどの市税条例の改正と同様に地方税法の改正による条項異動に伴い、所要の改正を行うものであります。

最後に、議第58号の市長専決処分についてでございます。議案書の25ページを御覧ください。

これは、令和7年4月1日付人事異動に伴い、地方税法第404条第2項の規定に基づいて、資産税課長を固定資産評価委員に選任し、専決処分しましたので報告するものであります。

議第55号、議第56号及び議第58号につきましては、令和7年4月1日から施行する必要性がありましたことから、3月31日付で専決処分させていただいたものになります。

以上が資産税課関係部分の議案の説明となります。何とぞ御審議のほど、よろしく願っています。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○安部委員

議第48号の特定親族特別控除で、103万円の壁の話だと思いますけど、何が具体的にどのよう
に変わったのか教えていただきたいと思います。

○佐保市民税課長

今までは、大学生の子を持つ場合の扶養控除というのが特定扶養控除というのがありました
。それは、所得が48万円以下であれば45万円の控除が受けられたわけですが、この特
定扶養控除とプラスして最高188万円までは、この特定親族特別控除というのを設けて、
年収にもよりますが、最高188万円の時には控除額が3万円だけ控除できるような段階的に通
減していくような配偶者特別控除というのがありますけども、それと同じような考え方で、
最高188万円まではこの所得控除が受けられるという制度になります。

○三重委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第48号別府市税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第48号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第49号別府市税特別措置条例の一部改正について、原案のとおり可決することに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第49号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第55号市長専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第56号市長専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第56号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第58号市長専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第58号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、市民税課及び資産税課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10時31分

(再開) 10時31分

○三重委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)財政課関係部分について、当局から説明願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部は、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分について、提案させていただいております。

説明については、財政課長のほうからいたしますので、よろしく願いいたします。

○河野財政課長

それでは、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)財政課関係部分について御説明を申し上げます。座って御説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。

1段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4億2,583万8,000円ですが、これは、物価高騰対策として実施する定額減税補足給付金の不足額給付の財源として国から交付を受ける臨時交付金を計上するものです。

この交付金については、歳出補正予算で計上している住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給に要する経費の財源としています。

次に9ページをお願いいたします。1段目の別府市財政調整基金繰入金の追加額8,085万6,000円ですが、これは、今回の一般会計補正予算第1号における財源不足分の調整のため、財政調整基金からの繰入金の追加を行うものです。

次の段のべっふ未来共創基金繰入金の追加額2,478万1,000円ですが、これは歳出補正予算で計上している図書館等一体的整備に要する経費について、工事費の増額等に伴い基金を取り崩して財源とするため、べっふ未来共創基金からの繰入金の追加を行うものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。

上段の0119財政事務に要する経費の追加額1,100万円です。国庫返納金を計上していますが、これは、物価高騰対策事業の財源として令和5年度に概算交付を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、事業費確定に伴う精算として国に返納するものです。

以上で、財政課関係部分の議案について説明させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○安部委員

今回、基金を取り崩して図書館に充てたということですが、経緯について教えてほしいです。

○河野財政課長

今回の図書館の補正につきましては、転石等に伴いまして工事費が増額になった部分と工期の延長に伴いまして、工事費が増額になっております。

加えまして、財源におきまして国庫支出金の額の内示額に合わせまして、起債のほう、地方債で財源を賅った残りの分を基金から繰り入れをして、財源充当するようになっておりますので、その関係で基金の繰入額が増えた結果となっております。

○安部委員

僕が聞き取ったところによると、外構の部分で岩が出てきてプラスの工事代がかかったと聞いています。工事する時に事前調査でそういうのは分からなかったのでしょうか。

○河野財政課長

申し訳ございませんが、そこまでの工事の中身に関しましては、ちょっと今お答えすることができません。申し訳ございません。

○日名子委員

今の説明で、工期がちょっと遅れているいろいろとお金もかかっているということですが、建設費も高騰していますし、今後またそういうことが発生するという可能性についてはどう思われますか。

○河野財政課長

工期につきましては、今延長というようなことでございますが、現時点で担当課のほうから、さらなる金額増額等についての話は伺っておりませんので、現時点におきましては、このまま事業費が決算を迎えるのではないかと考えているところでございます。

○日名子委員

今、建築費もどうなるか分からないぐらい上がっていると聞きますので、一応、今回基金を取り崩した分で終わるであろうと認識していらっしゃると思いますが、ちょっとまだあと3、4か月ありますので、私たちも注視していきたいと思えます。

○山本委員

安部委員の質問の続きで、事業の中身は分からないと言っていたが、お金を出すために中身を見ないのか。

○河野財政課長

申し訳ございません。

○安部企画戦略部長

予算査定の際には、当然その内訳を見て工事の打ち合せ、設計の見積りを見て予算計上をさせていただいております。

ですので、今回はちょっとそういった執行、契約後の事例で、事案でちょっとそういった追加をお願いするような形になってしまいました。

そういった点では、そこら辺のまだ見込みが、ただこちらのほうも予算査定で精査ができてなかったところもあるかと思えます。今後気をつけたいと思えます。

○山本委員

5,000万円は大きい。石を避けるのに5,000万円は高いと思うよ普通。安部委員が言うたように、事前にそこら辺の精査はしたのか。

○安部企画戦略部長

その事前調査、そこまでの調査は、地中の詳しい調査はしてないということで、こういった結果になっています。

○山本委員

事前調査はしてないと言うたのは、担当課が言ったのか。どこが言ったのか。

○安部企画戦略部長

地籍の調査は当然していますが、今回のその発見に至るまで、そこまでの調査はしてないということで、今回予算を追加させていただくという形、お願いするという形になっております。

○山本委員

あれだけの工事をやるのに、地籍調査は当然やるわな。今回の5,000万円追加は、ちょっと納得ができない。工事は何億と決まって契約した。その中の条項で、追加条項には入っていないのか。突発条項に関する事についてなど。地籍調査になってない。

○安部企画戦略部長

地籍調査がどこまでというのが、こちらのほうの予算査定の段階では、まだ把握ができてなかったというところが。

○山本委員

財政担当で、今回5,000万円増額した原因を担当課に指摘して、原因を確かめる必要があると思う。そこら辺の話し合いはしたのかという話。

○安部企画戦略部長

今回の補正を計上するにあたって、そういった査定をさせていただいて、今回補正を追加する上では、当然予算査定をさせていただいております。

それで、その内訳としましては、もう地中の障害物、流動化の処理土の経費、それからのり面の保護、そういった経費の積み上げを確認しまして、今回予算を追加させていただきました。

○山本委員

それは、部長が言うたのは、この工事費に対しての調査。安部委員が言ったように、工事をする時に地籍調査をやったはずだと、その時点で気が付かなかったのかと聞いている。

○安部企画戦略部長

その地籍調査の時に分からなかったのも、すみません、今回のこういった結果になったというのが正直なところです。

○日名子委員

今回基金取り崩したということで、合計金額は。

○安部企画戦略部長

全体事業費で51億2,000万円です。

○中村委員

もう一度確認で、別府市財政調整基金繰入金の追加額ということで、追加額の使用目的をもう一度説明をお願いします。

○河野財政課長

別府市財政調整基金の繰入金でございますが、歳入歳出額の差額を基金のほうで繰入をするようにしておりますので、その差額の分が基金から、政調整基金のほうから繰入をさせていただいております。

○中村委員

不足額があったという。

○河野財政課長

不足額の分を繰入させていただいているところであります。

○重松委員

不足額は、国の定額減税の調整の不足額なので、いずれはその国から補填というか、それに対する額というのは補填がありますか。

○河野財政課長

給付金の分に関しましては、全額国のほうからの交付金が入っております。財政調整基金に関しましては、今回6月補正で計上させていただきました補正予算全体の中での不足額を財政調整基金のほうで調整をさせていただいているところでございます。

○重松委員

いずれ、ここにはまた、基金には戻るといことですか。国からの交付を受けた時に。

○河野財政課長

国からの交付金に関しましては、歳入予算に計上しておりますので、全額この予算の中で定額減税の補足給付金のほうに充当して、プラスマイナスゼロになっているところでございます。

○山本委員

図書館の件で、総額についてもう一度。

○河野財政課長

総額でございますが、51億2,000万円でございます。

○山本委員

当初いくらだったのか。

○安部企画戦略部長

当初、基本計画の時は、金額は42億円でした。

5億を臨時議会のほうで追加していただいて。1回不調になったときのお話だと思いますが、そのとき追加で計上させていただいたのが5億です。

○山本委員

結局、不調になってもう1回再入札した。そのときの契約金額というのは。

○河野財政課長

当初の契約額でございますが、42億6,700万円でございます。

○山本委員

それが51億なった。

○河野財政課長

すいません、そちらの分から5,700万円の増額になっております。51億円に関しましては、こちらの工事以外の部分も含めた経費でございますので、設計の委託料や開設の準備等も含めまして総額が51億でございますので、建設に係る工事に関しましては43億2,400万円、5,700万円今回の分で増えただけでございます。

○山本委員

総額で51億円、これは諸経費とかいろいろ入っているということ。

○河野財政課長

そのとおりでございます。図書の購入費や準備関係の経費も含めまして、総額は51億でございます。

○三重委員長

ほかにいいですか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第44号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10時49分

(再開) 10時49分

○三重委員長

再開いたします。

次に、自治連携課関係議案の審査を行います。

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）自治連携課関係部分について、当局から説明を願います。

○山内市長公室長

それでは、御審議いただきます自治連携課関係議案は、課長より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○溝部自治連携課長

それでは、議第44号自治連携課関係部分の議案について御説明させていただきます。

まず歳出でございますが、予算書の12ページをお開きください。

事業番号1136共同事業推進に要する経費の追加額として、コミュニティ助成金160万円を計上させていただいております。

この助成金は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として、コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に関する事業に対して助成されるものです。

今回の補正予算では、自治会活動における会議用椅子、ブロワー、インバーター発電機、物置などのコミュニティ活動備品の整備に対する助成金として、南立石八幡町自治会に160万円を計上させていただいております。

なお、この経費につきましては、一般財団自治総合センターが実施します宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業助成金の交付決定を受けておりますので、予算額の160万円は全額予算書10ページの歳入に計上しておりますコミュニティ助成金で賄われることとなっております。

以上で議第44号自治連携課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

特に質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）自治連携課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第44号自治連携課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、自治連携課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10時53分

(再開) 10時53分

○三重委員長

再開いたします。

最後に、防災危機管理課関係議案の審査を行います。

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)防災危機管理課関係部分について、当局から説明願います。

○中西防災局次長兼防災危機管理課長

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分について御説明いたします。最初に、歳出のほうから御説明させていただきたいと思っております。予算書の16ページをお開きください。

事業番号0536地域防災に要する経費の追加額500万円でございます。

本事業は、地域防災力の充実強化を推進することを目的とした総務省・消防庁による委託事業として、本市が今年2月に応募し、全国で4つの県と別府市の5団体が採択された事業でございます。

事業内容としましては、事業選定基準に基づき、女性や若者などの幅広い地域住民が参画できるように、シンポジウムや体験ブースなどの実施を計画しております。

500万円の内訳でございますが、シンポジウム参加者への謝礼金として100万円、消耗品費として20万円、防災体験・体験会等の実施を委託する委託料として200万円、会場等を借り上げ料として80万円、備品購入費として100万円を計画しております。

次に、歳入について御説明いたします。予算書8ページをお開きください。

16款国庫支出金、3項国庫委託金、3目消防費委託金、地域防災力充実強化推進事業委託金500万円でございます。

ただいま御説明しました地域防災力充実強化推進事業に対する国庫委託金でございます。

10分の10の補助となっております。

以上で防災危機管理課関係部分の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○安部委員

地域防災に要する経費の内訳ですけれども、報償費の講師等謝礼金100万の中身をもっと詳しく説明してください。

○中西防災局次長兼防災危機管理課長

先ほど御説明させていただきましたように、今回の事業のターゲットというのが、これまで比較的防災のターゲットなり得なかった若い方であるとか女性をターゲットにしたということございますので、その方に向けたシンポジウム等を考えております。そこに呼ぶ方、著

名人に対する謝礼金というか、それを考えております。

○安部委員

著名人、何人あたり100万出しますか。1人に100万ですか。

○大野防災局長

先ほど、今危機管理課長のほうから御説明ありましたように、今までに注目されたいというところがありますので、それなりに有名な方をお招きしたいと、人数等は未定ですけど、ちょっとお金がかかるかなと想定しております。

○安部委員

私もいろんな経験積んでいますが、100万出す講師料というのは非常に高いので、それだけの費用対効果がならないといけないと思いますので、期待しておきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○日名子委員

シンポジウムはいつぐらいを予定していますか。

○中西防災局次長兼防災危機管理課長

これから議決いただいた後に準備等々に入りますが、一応今検討しておりますのが年明けですね。1月に計画しております。これがちょうど能登地震が2年前、1月に起こりました。それと1月17日が阪神・淡路大震災ということで、ちょうど非常に防災の情報というのがマスコミ通じて発信される時期で、そこら辺の機運の高まりも期待できますので、一応その時期を計画しております。

○日名子委員

どのようにその若い方に向けて周知をなさる予定ですか。

○中西防災局次長兼防災危機管理課長

今のところ、決定次第、市のホームページであるとかSNS等々という形で周知していきたいというふうに考えております。

○日名子委員

先ほど安部委員がおっしゃったとおり、この講師料、高額な講師料ということはかなりの有名人でしたら、その周知はすぐ簡単かなと思いますが、講師料の謝礼金プラス若い方がどれだけ来てくださるかということは、私も防災についてはこのシンポジウムもしあったら参加したいと思っていますので、楽しみにしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○谷口副委員長

防災体験会等の実施ということで、そういった実際に体験できるブースとかができるのかなというイメージですが、委託先やどのような体験というのがあれば、分かる段階でいいので教えてください。

○大野防災局長

今のところ、若い人がターゲットであるというところですので、今大分大学のほうとちょっと連携してやろうかなというふうに計画をしております。そちらの大分大学、地震の実際の揺れを体験できるようなシミュレーターも持っております。そういったものも使用も計画としてございます。

○谷口副委員長

やはり体験することによって、自分の自宅に家族にとっての危機管理も生まれると思うので、ちょっと内容の濃いものにしていただけたらうれしいなと思います。

○重松委員

揺れ以外のそういった防災に対する体験もたくさん体験させてもらったので、今、重複しますけれども、揺れ以外のそういった防災に対する体験、ぜひ内容の濃いものにしていただきたいと思います。

○中村委員

この中で会場等借上げ料が80万円ですが、ビーコンプラザとかを想定しているということですか。

○中西防災局次長兼防災危機管理課長

いろいろな場所を先ほど申しました今回、ターゲットがその若い方であるとか、そういった層になりますので、そういった方が寄りつきやすいところということで、これから絞り込んでいきたいと考えております。

○中村委員

それは、やはり当然市内ということですね。市内在住者に限って参加ということですか。

○大野防災局長

会場は先ほど申しましたように、市内を予定しておりますが、市内の大学、高校等にもPRは重点的にやろうかと思っておりますけど、特に別府市民以外の方の参加をお断りするとか、そういうことはございません。

○黒木委員

当然、防災士として世代的にも若い人たちを取り入れることとか、女性ですね。私たちは防災士取った頃は、もうほとんどがもう男性で、女性がもう何人かしかいないような、各地域でそういう防災の話をした時に、やはり女性を増やしていこうという、私たち西地区のことですけれども、やはり、声かけしていく中で、そういうところも増やして行って、地域防災というのは、私たちが今から梅雨、雨とか、台風とか、何かあれば、声がかかったら行きますよね。行った後、どこに行くんか言ったら、危機管理のほうに連絡取るしかないわけですね。

だから、やはりそういうところも含めて、やはりいろんな方に若い世代を取り入れる。私たちがそういうことを声かけしていくし、今後、くれぐれもこの時期、今から大変だと思えますので、職員さん含めて、皆さんのそういう声がかかったときには出ていく中で、防災は、自助が一番ですので、やっぱり自分の体が1番ですので、そういうことも含めて、ちゃんとし

た声かけをして、職員さんの安全・安心をよろしく、地域のためによろしくお願いします。

○三重委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

それでは、ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)防災危機管理課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号防災危機管理課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、防災危機管理課関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これもちまして、総務企画消防委員会の議案審査を終了いたしますが、引き続き内部協議を行いますので、委員の皆様は御了承願います。委員以外の皆様は御退席をお願いします。

休憩いたします。

○閉議：11時05分